

教育職員免許法施行規則

第22条 認定課程を有する大学は、免許状授与の所要資格を得させるために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成しなければならない。

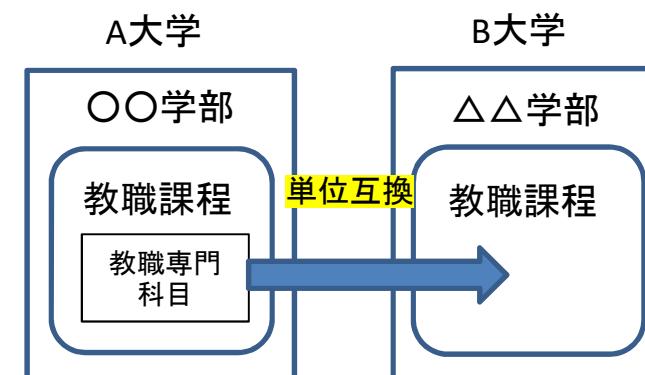
1. 単位互換

単位互換により、他大学が開設する教職専門科目等を一定の限度で自大学の教職専門科目に含めることができる（教育職員免許法施行規則第22条第3項）。

- 教職課程の科目のうち教職専門科目、特別支援教育に関する科目について可能
- 免許状の授与に必要な各科目の3割以内で可能

例) 中学校一種免許 10単位まで可

- ・各教科の指導法に関する科目： 8単位 × 3割 ⇒ 2単位
- ・教育の基礎的理義に関する科目： 10単位 × 3割 ⇒ 3単位
- ・道徳、総合的な学習の時間等科目： 10単位 × 3割 ⇒ 3単位
- ・教育実践に関する科目： 7単位 × 3割 ⇒ 2単位



※他大学の専任教員を自大学の専任教員とすることはできない。

大学は自大学の授業のみによって卒業要件を満たすことができるように授業科目を開設することが必要であり、単位互換制度の利用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他大学の授業科目をもって代替させることは認められない。

2. 共同教育課程

複数の大学で共同教育課程を開設し、当該課程に教職課程を設置することができる（教育職員免許法施行規則第22条第4項）。

1. 教職課程を設置する組織単位

- 共同教育課程を編成する構成大学それぞれに設置する学科等の実施組織（共同学科等）を一つの学科等とみなして、認定。

2. 教職課程に必要な授業科目

- 構成大学が編成する共同教育課程を一つの課程とみなして、必要な授業科目を開設。

（参考1）大学設置基準第四十五条第一項：共同教育課程を編成する学科（以下「共同学科」という。）に係る卒業の要件は、～省略～、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得する。

3. 教職課程に必要な専任教員

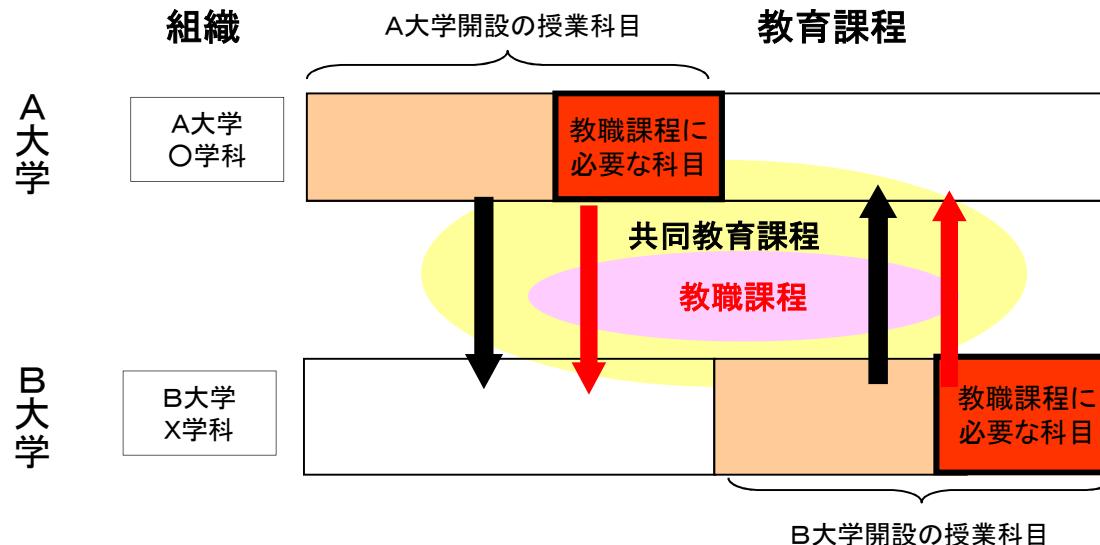
- 認定を受ける共同学科等を構成する各大学の学科等の入学定員を合計した数に応じた必要な専任教員数を確保。

（参考2）大学設置基準第四十六条：共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合せて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄又は口の表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

4. その他の課程認定の基準

- 基本的には、構成大学が編成する共同教育課程を合せて一つの課程とみなして、教職課程認定基準を適用するが、中学校・高等学校の教科専門科目について、他学科等で開設する授業科目を「あてる」ことはできない。

大学間の連携・協力による教職課程の現状 ③



※教育課程の全体について共同実施することが必要。

修了者に対し構成大学の連名学位を授与するため、各大学の名義の学位を授与するに値する程度の履修を確保し、共同教育課程及び学位の質を確保することを目的に、概ね修了に必要な単位数の4分の1(31単位)程度が、各大学において修得すべき最低修得単位数となる。